

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日の記録を昭和30年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月20日から30年1月1日まで

A社C支店の所属社員として、各地の工事現場を転々として働いた。このうち、同社B出張所の工事現場からD出張所の工事現場に転勤したときの昭和29年9月20日から30年1月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは理解できない。同社において一筋に定年まで働いてきたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社C支店からの回答、同事業所発行の在籍証明書及び履歴台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年1月1日にA社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和29年8月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、入社から退職に至るまで社会保険については、工事現場間の異動によって、空白が生じるはずが無いと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年3月まで
母親に勧められて、国民年金に加入した。昭和43年1月に結婚してからは、私と母、妻の3人分を町内会で毎月納付していた。妻と母は納付となっているのに、自分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、結婚前の期間についての記憶は無い。また、結婚後は、申立人とその母親及びその妻の3人分を町内会で納付していたと主張しているが、具体的な加入手続方法及び納付についての記憶は曖昧で、国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月ごろ、その母親と連番で払出しをされており、申立期間当時は国民年金に未加入であったとみられる上、申立期間当時は3か月ごとに納付する方法で行われていたことから、毎月納付していたとする申立人の主張と一致しない。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の母親は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年6月に、申立期間について、過年度納付及び第1回の特例納付制度を利用し、さかのぼって国民年金保険料を納付されていることが確認できることから、申立内容と矛盾する。

その上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は昭和 45 年から 48 年ごろに A 市役所から電話を受け「国民年金に未納期間があるが、今納付すれば国民年金が満額もらえる」と言われ、その後、市役所より納付書が送られてきて約 4 万円を一度に A 市役所 B 支所で納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年から 48 年ごろに過去の国民年金保険料約 4 万円を A 市役所 B 支所で納付したと主張しているが、同市役所及び同支所では特例納付に係る保険料の収納業務は行っていなかった。

また、申立人が納付に使用したとする納付書について、特例納付の納付書様式とは異なっていることから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は納付書は 1 枚のみであったと述べているが、仮に申立期間すべてを納付しようとする、特例納付及び過年度納付の納付書が最低でも 2 枚必要であることから、申立内容と矛盾する。

加えて、申立期間について、申立人が主張する時期に実施されていた特例納付を行った場合を仮定してみても、申立人の主張する納付金額では、実際の保険料額と乖離^{かいり}する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から42年3月まで
昭和41年3月にA県の会社を退職し、妻の兄が経営する会社に就職したが、当初は個人経営で厚生年金保険の適用ではなかったため、義兄が国民年金保険料を支払ってくれたはずである。申立期間が未加入で未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義兄が国民年金加入手続を行い、保険料を支払ってくれたはずと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、既にその義兄も他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の義兄を含め、その義兄が経営していた会社に勤務していた家族従業員も、その会社が厚生年金保険の適用になった昭和41年4月前は、国民年金に未加入であることが確認できることから、申立人の国民年金加入及び保険料納付を推定することは困難である。

さらに、申立期間は未加入期間で、納付書が発行されないため、保険料納付ができなかったものと推認できるとともに、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 57 年 6 月までの期間、61 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 61 年 1 月及び同年 2 月

申立期間の加入手続について、はっきり記憶は無いが、現在持っている年金手帳に資格の得喪日が記載されており、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金加入歴（昭和 51 年 12 月から平成 9 年 11 月までの得喪）は、平成 9 年ごろ、さかのぼって一括で記入されたものと推認され、社会保険庁の記録によれば、申立期間当時、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続について記憶していることは、20 歳になった時その父親と一緒に加入手続に行ったこと、及び申立人自身が平成 9 年 12 月に厚生年金保険の会社を退職した時のことのみで、申立期間①及び②については申立人自身に国民年金の加入手続を行った記憶が無く、国民年金保険料の納付に関与していない（誰が納付していたか特定できない）上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していた証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から59年9月まで

私が20歳になったころ、母親が自宅でA信用金庫B支店の行員を通じて国民年金の加入手続をし、初回の国民年金保険料と付加保険料を現金で納付した。その後は父親名義の預金通帳から私と両親の保険料を納付してきた。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年3月ごろ払い出されており、その時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人は国民年金手帳の交付は現在所持している1冊のみと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、C市に保存されている申立人からの国民年金加入勧奨はがき（返信）には、「定額保険料と付加保険料」欄に丸印が付され、「過去に国民年金に加入したことがありますか」の欄は「ない」に丸印が付されており、被保険者名簿の付加取得年月日は「61. 3. 20」と記入されていることを踏まえると、申立人の母親は昭和61年3月ごろ国民年金の加入手続を行い、同時に付加保険料の納付申込みをしたと推定される。

加えて、申立人の父親は申立期間の一部の期間において国民年金保険料の免除申請を行っており、申立人の母親が申立人とその両親の国民年金保険料を一緒に納付していたという申立人の主張とは矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 47 年 2 月 28 日まで

A社時代に同じころ厚生年金保険被保険者となった従業員は、継続して厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、自分の加入期間が欠落しているのはおかしい。私は、A社の代表者を務めていたのに厚生年金保険被保険者となっていないのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

一方、A社は昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となり、社会保険事務所が管理する事業所索引簿で 41 年 2 月 7 日に個人事業所である B 事業所に変更されたことが確認できる。個人事業所へ変更された当時は申立人の父親が事業主であったため、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失することとなるが、厚生年金保険被保険者資格喪失日は社会保険事務所が管理する原票によれば同年 6 月 1 日と記載されている。

また、商業登記簿ではA社は昭和 33 年 9 月 30 日に法人解散の登記がされているが、清算人である申立人の父親及び当時の担当者は既に亡くなっているため、これら手続が遅れた事情を明らかにできる者はいない。

さらに、申立人の父親が亡くなった昭和 44 年 3 月 11 日以降 47 年 3 月 1 日に当該事業所が法人へ名称変更する旨の届出が提出されるまでの期間については、申立人は個人事業所の事業主であったため厚生年金保険被保険者となることはできない。

加えて、当該事業所の健康保険整理番号は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得するまで連番であり欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年8月31日まで

A社B工場ではトラックの運転助手をしており、自動車の仕事が無い時は工場でガス薪木を割る仕事をしていた。胃腸が弱いので保険証のある事業所を選び就職していた。健康保険証を使い、病院へ行った記憶もある。当該事業所で勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が記憶している上司及び同僚の氏名がA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載されているほか、複数の同僚において、申立人の名前を覚えている旨の証言が得られたことから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について同僚から有効な証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は現存しておらず、事業主も消息不明のため、申立てに係る事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が管理するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号は連番となっており欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 224

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から23年2月28日まで
姉と従姉妹と3人一緒にA社B工場へ入社して、寮に住み込みで働いた。
昭和21年から23年2月まで勤務していたことは事実なので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に入社した申立人の姉、従姉妹の証言等から、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿について、申立期間を含んだ期間を確認したところ、申立人の氏名及び同時期に入社したその姉、従姉妹の氏名も確認ができなかったほか、当該事業所は、当時の社員名簿には申立人の氏名は見当たらないと回答している。

さらに、厚生年金保険加入記録がある複数の同僚の中に申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から22年12月1日まで
昭和19年12月1日当時、16歳でA社B営業所（昭和16年6月に設立された「C社」と推認する。）に入社し、助手生活をした後、22年12月から運転手として仕事をした。同年12月1日からのD社E営業所の厚生年金保険の加入は認められているが、申立期間についての年金受給が認められていない。同僚であった者たちはすべて厚生年金保険を受給しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がC社で勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、C社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、整理番号は連番となっており欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

なお、戦後、C社から分社されたF社（新適、昭和22年8月26日）及びD社（新適、昭和22年10月1日）の被保険者名簿にも申立人の記録は無い。

さらに、申立人が「同僚であった者たちはすべて厚生年金保険を受給している」と主張しているが、申立人の陳述から当委員会が調査したところ、C社において申立人と同一業務を行いながら、厚生年金保険被保険者記録が無い者がいることが判明した。

加えて、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡等により確認することができない上、当時の上司の多くは他界しているため、申立てに係る事実を確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から37年12月31日まで
昭和35年ころに親戚が経営しているA商店の社長の奥さんから「仕事を手伝ってほしい」と言われ、紙の配送の仕事をしていた。一緒に働いていた同僚のB氏、C氏は厚生年金保険に加入しており会社からの在職証明書もあるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A商店からは在職証明書が提出されており、勤務実態は確認できるが、申立人と同様の仕事をしていた同僚二人のうち、一人の厚生年金保険の資格取得年月日は申立人の退職後の昭和39年1月4日となっており、当該事業所では従業員全員を入社時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が管理している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号は連番となっており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月2日から同年11月21日まで
年金記録ではA社での資格取得が昭和32年11月21日になっているが、現実には同年4月2日から勤めているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、A社における申立人の雇用保険の資格取得日は昭和32年11月21日であることが確認でき、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、申立人と同時期に入社した複数の同僚の厚生年金保険資格取得日が、申立人と同日の昭和32年11月21日であることから、当該事業所では従業員が厚生年金保険の資格について、入社と同時に届出がなされていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、事業主や同僚からの証言が得られず、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。